

～あなたのチャレンジをサポート!～

最大250万円

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

町内で創業や事業承継をする事業者(個人・法人)に対し、事業開始時に要する費用の一部について**最大250万円を補助**します。

すでに町外で事業を営んでおり、町内で新たに事業所を設置する場合などでも対象になります。

対象要件

- ・申請年度内に**創業または申請時に創業の日から6カ月が経過していないこと**
- ・営む業種が「**小売業・卸売業・サービス業**」その他これらに類すること
- ・**町内で5年以上継続して事業を行うこと**
- ・原則として、**週20時間以上営業**すること
- ・許認可が必要なものは、該当する許認可を取得していること
- ・**多古町商工会に加入**すること
- ・住所または所在地の税などに滞納がないこと
- ・フランチャイズチェーン方式などによる出店ではないこと
- ・対象経費の発注は**原則、町内業者に発注**すること

ぜひご活用ください!



補助対象経費

対象経費例	補助率	上限額
会社設立費用 ・司法書士や行政書士など専門家への報酬	1/2 以内	20万円
設備費用 ・機械装置や工具器具備品の調達費用など(原則リース・レンタルでの調達)	1/2 以内	50万円
工事費用 ・事務所や店舗の工事	1/2 以内	50万円 (空き店舗を活用する場合は100万円)
賃借料 ・店舗の賃借料	1/2 以内	月額5万円 (通算12カ月を限度とする)
広告宣伝費 ・パンフレット印刷費用 ・看板の制作費用	1/2 以内	20万円



詳しくはホームページをご覧ください。

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

住民税の申告はお済みですか?

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

日時●8月26日(木)・27日(金)午前9時～午後4時

会場●役場1階 第2会議室

持参物●印鑑(認印)

収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)

経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)

各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402



★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

家族のきずな便

宅配送料を多古町が負担します



新型コロナウイルス感染症の影響で、帰省を自粛しているご家族に、多古町の農産物や生活必需品などの物資を送る『家族のきずな便』を実施します。

日時●8月6日(金)・7日(土)・8日(日) 午前9時～午後3時

※1日限定100個まで受付

場所●町民体育館駐車場(多古町多古2886番地1)※伝票はご用意します。

対象者●帰省を自粛している**町外に住む家族**(子や孫・兄弟)に宅配を送る町内の家庭

内容●農産物や生活必需品を送る配送料を町が負担します。

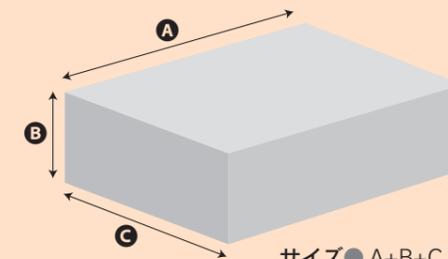
※割れ物、冷凍冷蔵品、国際便はお受けできません。買い物は町内をお願いします。

配達可能サイズ●縦・横・高さ3辺合計120cm以下、重さ25kg以下



注意点

- 箱のご用意、採寸、計量は各ご家庭で行ってください。
- ご利用は、送り主1家庭1回限りです。
- 箱は閉じないでお持ちください。
- 支払い後の伝票による助成は行いません。



サイズ●A+B+C = 120cm以下
重さ●25kg以下

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

『わが家の耐震相談会』を開催

地震などに備えて、ご自宅の耐震改修をお考えの方に、『わが家の耐震相談会』を開催します。

対象者●昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅あるいは、平成12年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅にお住まいで、耐震診断や耐震改修を検討されている町民の方

相談内容●木造戸建て住宅の「耐震」に関する相談(個別相談、町耐震関連補助制度のご案内)

当日の持ち物●ご自宅の建築確認通知書や間取り図、その他ご自宅の状況がわかる図面

相談時間●1組約50分

日時●8月16日(月) 午前10時～午後3時

場所●多古町役場1階 第2会議室

申込期間●8月2日(月)～13日(金)【先着8組】 電話または都市計画課窓口にてお申し込みください。



木造住宅の耐震診断・耐震改修補助金のご案内

ご自身の身の安全を守り、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を実施する場合に、費用の一部を補助します。



対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に建築し、または着工された町内にある木造一戸建てまたは併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該併用住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)
- ・地上2階建て以下の建築物

対象者

- ・町内に住所がある方
- ・当該住宅を所有し、かつ自ら居住している方
- ・世帯全員が町税等を滞納していない方

補助額

【耐震診断】上限：4万円(費用の2分の1以内)
【耐震改修】上限：50万円(費用の3分の1以内)
※補助額の千円未満の端数は切り捨てです。

※ただし、予算が無くなり次第締め切りとなりますのでご注意ください。

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408